

ならきらめきサポート推進協議会 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本推進協議会は、ならきらめきサポート推進協議会（以下「推進協議会」という）と称し事務所を奈良県橿原市新賀町443番地の7に置く

(目的)

第2条 本推進協議会は、音楽・芸能を通じて古都奈良の魅力を発信するとともに、子どもの健全育成、地域の安全、平和活動など社会貢献活動を行って文化の振興、地域の福祉に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本推進協議会は、前条の目的を達成するために次に活動を行う。

- 一) 奈良の魅力を発信する活動
- 二) 奈良の歌や奈良講談の制作と普及
- 三) 啓発物の作成や広報活動
- 四) 他のNPOや関係団体との連携、交流
- 五) 子どもの健全育成のための啓発活動及びオレンジリボン運動の啓発に努める。
- 六) 令和2年1月1日を以て「奈良県オレンジリボン運動推進会」を設け、児童虐待防止活動推進に寄与する。
※奈良県オレンジリボン推進会の会則については、別途定める。
- 七) 同じく令和2年7月「コロナ退散・笑顔拡散プロジェクト」チームを結成し、コロナの終息を願い感染予防啓発活動を推進する。

(会員)

第4条 本推進協議会は、第2条の目的に賛同するものをもって構成し、自由に入退会することができる。

第2章 役員

(役員)

第5条 本推進協議会に次の役員を置く

- | | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |

理事	若干名
事務局長	1名
事務局員	1名
会計	1名
書記	1名
監事	2名

2. 本推進協議会に顧問を置くことができる。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は本推進協議会の運営全体に携わる。

4 事務局長は通知連絡事務及び関係機関との連絡調整をする。

5 事務局員は事務局長の補佐をする。

5 会計は会計事務の処理をする。

6 書記は議事録の作成をする。

7 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げないものとする。

第3章 総会

(会議)

第8条 会長は必要に応じて総会を開催する。概ね年に一回程度とする。

臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は全会員の2分の1以上の請求により開催する。

(総会の定足数)

第9条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。但し委任状を提出した場合は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第10条 総会の議事は、出席した会員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 会計

第 11 条 (経費) 本推進協議会の経費は会費、賛助金、イベント等による収益を以てこれにあてる。

(会費)

第 12 条 会費は年会費とし、別途(別表 1)定めるものとする。尚、退会の場合は納めた会費は返還しない。」

(事業年度及び会計年度)

第 13 条 本推進協議会の事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計報告)

第 14 条 事業及び収支決算に関する報告は総会で報告し、承認を得なければならぬ。

(委任)

第 15 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会において議決を経て会長が別に定める。

付則 本会則は平成 20 年 8 月 15 日より施行する。
本会則は令和 2 年 1 月 1 日より一部改正する。
本会則は令和 2 年 7 月 1 日より一部改正する。
本会則は令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。
本会則は令和 3 年 7 月 1 日より一部改正する。

(別表 1)

(会費)

- 1、会費は年会費とし、年間5,000円とする。
- 2、会費の納入は年度初めの4月1日～4月30日迄に納めること。
- 3、一度納入した会費はどのような事情が発生しても返還はしない。
- 4、会費の変更を行うときは総会において、出席者の過半数の議決を得ること。